

## 道指定鳥獣保護区特別保護地区の再指定について

|      |                          |           |
|------|--------------------------|-----------|
| 1    | 道指定鳥獣保護区等の指定について         | P 1 ~ 2   |
| 2    | 令和6年度鳥獣保護区等箇所位置図         | P 3       |
| 3    | 鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）      |           |
| (1)  | 利根別鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）   | P 4 ~ 9   |
| (2)  | 金剛沢鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）   | P 10 ~ 15 |
| (3)  | 鷹泊鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）    | P 16 ~ 21 |
| (4)  | 青山鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）    | P 22 ~ 27 |
| (5)  | コックリ湖鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案） | P 28 ~ 33 |
| (6)  | 幌満鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）    | P 34 ~ 39 |
| (7)  | 浮島鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）    | P 40 ~ 45 |
| (8)  | 中愛別鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）   | P 46 ~ 51 |
| (9)  | 和寒鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）    | P 52 ~ 57 |
| (10) | 古丹別鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）   | P 58 ~ 63 |
| (11) | 遠別鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）    | P 64 ~ 69 |
| (12) | 屈斜路鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）   | P 70 ~ 75 |
| (13) | 厚岸鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）    | P 76 ~ 81 |
| (14) | 温根沼鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）   | P 82 ~ 87 |
| (15) | 養老牛鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）   | P 88 ~ 93 |

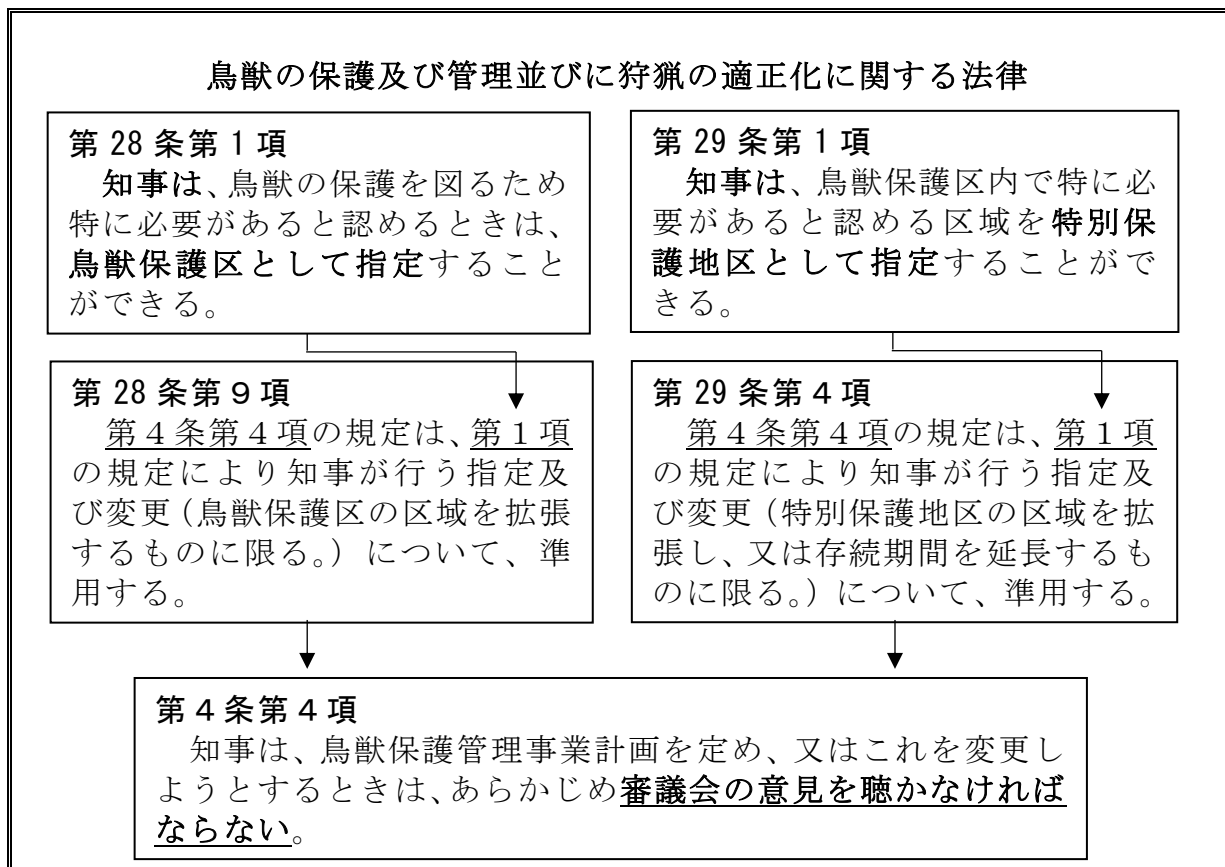
## 道指定鳥獣保護区等の指定について

### 1. 北海道環境審議会に諮問する鳥獣保護区の指定等

#### (1) 諮問の根拠

- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣保護区の指定等（鳥獣保護区の指定及び変更（区域拡張）並びに鳥獣保護区特別保護地区の指定（再指定含む）及び変更（区域拡張及び存続期間延長））をするときは、第 28 条第 9 項及び第 29 条第 4 項において準用する第 4 条第 4 項の規定に基づき、自然環境保全法第 51 条第 1 項の規定により設置される審議会の意見を聴くこととされている。
- この規定に基づき、北海道環境審議会条例（平成 6 年北海道条例第 34 号）に基づき設置している北海道環境審議会（以下「審議会」という。）に鳥獣保護区特別保護地区の指定（再指定）を諮問する。

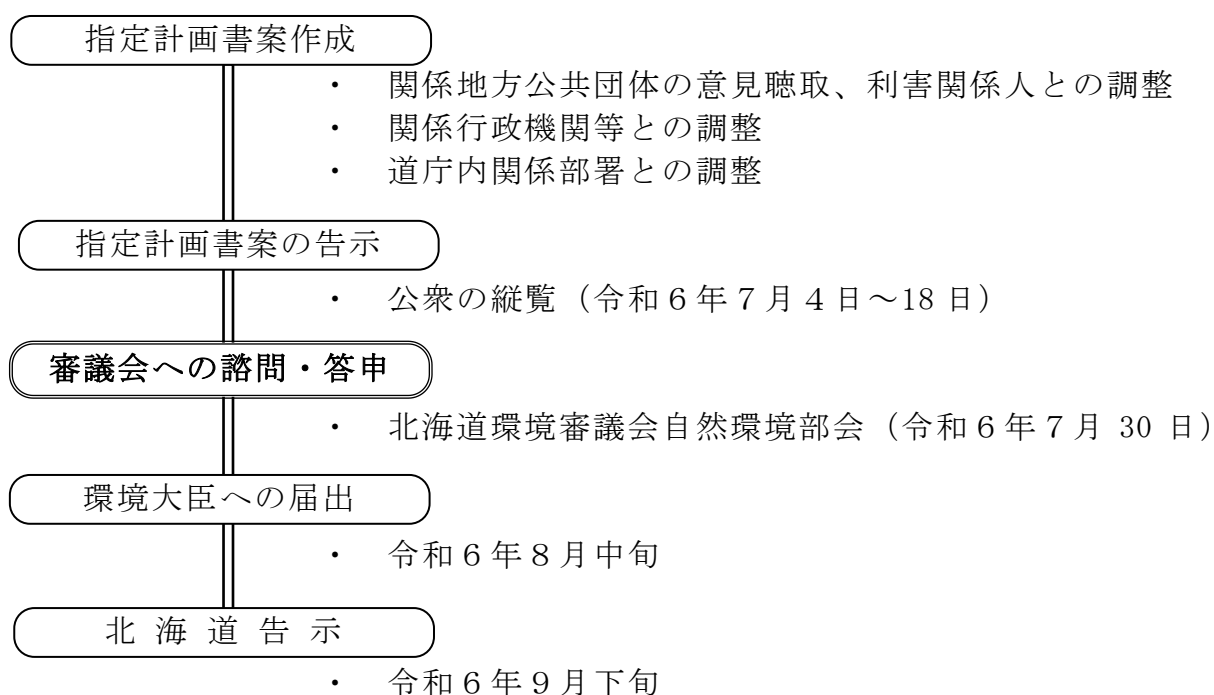
なお、審議会には条例第 7 条第 1 項の規定に基づき自然環境部会が設置され、鳥獣保護区の指定等については、審議会運営要領第 2 条の規定により当該部会に付託された審議指定事項となっている。



#### (2) 諮問案件

令和 6 年 9 月 30 日をもって存続期間が満了する鳥獣保護区の更新に係る特別保護地区の指定（再指定）について諮問する。

## 2. 鳥獣保護区等指定に係る事務手続きの流れ（令和6年度）



## 3. 鳥獣保護区の指定区分

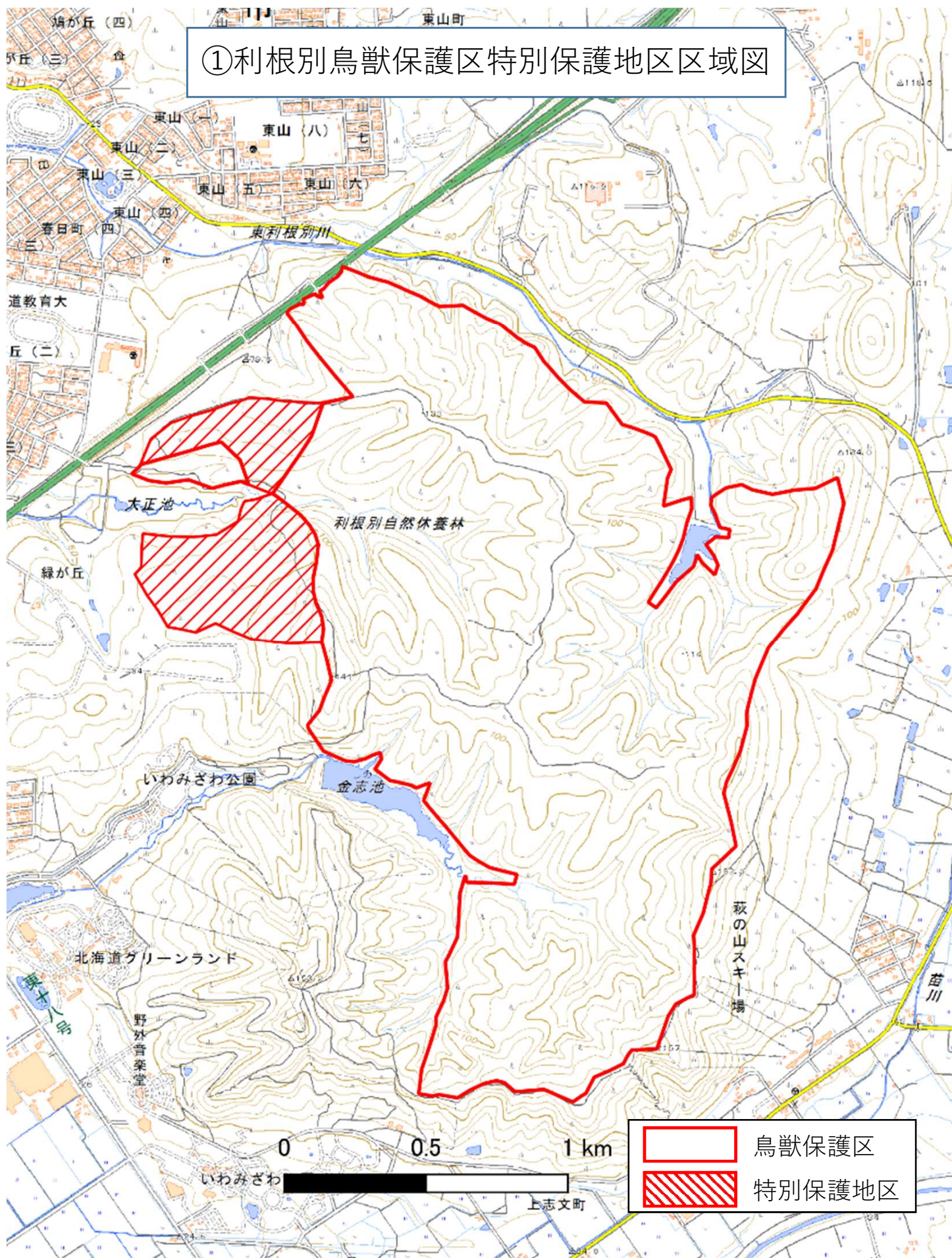
| 指定区分               | 指 定 方 針                                                                                  |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 森 林 鳥 獣<br>生 息 地   | 森林に生息する鳥獣の保護を図るため、多様な鳥獣が生息する地域や鳥獣の生息に適している地域を指定し、区域の形状は、できる限りまとまりをもった団地状となるように努める。       |
| 集 渡<br>来 団 地       | 集団で渡来する渡り鳥の保護を図るため、渡来する鳥類の種数又は個体数が多い湿地や湖沼等を含む地域を指定する。                                    |
| 希 少 鳥 獣<br>生 息 地   | 環境省レッドリスト又は北海道レッドリストに基づく絶滅のおそれのある鳥獣や地域個体群等の保護を図るため、これら鳥獣の保護上必要な地域を指定する。                  |
| 大 規 模<br>生 息 地     | 行動圏が広域に及び大型鳥獣をはじめとする多様な鳥獣の保護を図るため、猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する地域を指定し、指定面積は、1か所当たり1万ヘクタール以上とする。 |
| 集 繁<br>殖 団 地       | 集団で繁殖する鳥獣の保護を図るため、鳥獣の集団繁殖地のうち必要な地域を指定する。                                                 |
| 生 息<br>回 地 廊       | 生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、鳥獣の移動経路としての機能の回復が見込まれる地域のうち必要な地域を指定する。                               |
| 身 近 な 鳥 獣<br>生 息 地 | 市街地及びその近郊における鳥獣の良好な生息地又は自然とのふれあい等を通じた環境教育の場の確保を図るため、必要な地域を指定する。                          |

令和6年度 鳥獣保護区特別保護地区（再指定）位置図



| No. | 名称    | 指定 | 指定区分 | (総合) 振興局 | 市町村  |
|-----|-------|----|------|----------|------|
| ①   | 利根別   | 再  | 森林鳥獣 | 空知       | 岩見沢市 |
| ②   | 金剛沢   | 再  | 森林鳥獣 | 空知       | 芦別市  |
| ③   | 鷹泊    | 再  | 森林鳥獣 | 空知       | 深川市  |
| ④   | 青山    | 再  | 森林鳥獣 | 石狩       | 当別町  |
| ⑤   | コックリ湖 | 再  | 森林鳥獣 | 後志       | 蘭越町  |
| ⑥   | 幌満    | 再  | 森林鳥獣 | 日高       | 様似町  |
| ⑦   | 浮島    | 再  | 森林鳥獣 | 上川       | 上川町  |
| ⑧   | 中愛別   | 再  | 森林鳥獣 | 上川       | 愛別町  |
| ⑨   | 和寒    | 再  | 森林鳥獣 | 上川       | 和寒町  |
| ⑩   | 古丹別   | 再  | 森林鳥獣 | 留萌       | 苫前町  |
| ⑪   | 遠別    | 再  | 森林鳥獣 | 留萌       | 遠別町  |
| ⑫   | 屈斜路   | 再  | 森林鳥獣 | 釧路       | 弟子屈町 |
| ⑬   | 厚岸    | 再  | 森林鳥獣 | 釧路       | 厚岸町  |
| ⑭   | 温根沼   | 再  | 森林鳥獣 | 根室       | 根室市  |
| ⑮   | 養老牛   | 再  | 森林鳥獣 | 根室       | 中標津町 |

# ①利根別鳥獣保護区特別保護地区区域図



# 利根別鳥獣保護区 (特別保護地区)



道指定利根別鳥獣保護区  
利根別特別保護地区  
指定計画書（道案）

令和 6 年（2024年） 6 月 26 日

北 海 道

## 1 保護に関する指針等

### (1) 特別保護地区の名称

利根別鳥獣保護区特別保護地区

### (2) 特別保護地区の区域

道指定利根別鳥獣保護区のうち、国有林空知森林管理署41林班い4小班、ろ及びチの各小班の区域

### (3) 特別保護地区の存続期間

令和6年（2024年）10月1日から令和26年（2044年）9月30日まで（20年間）

### (4) 特別保護地区の保護に関する指針

#### ① 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

#### ② 特別保護地区の指定目的

全般に緩斜地でトドマツ、エゾマツ、ミズナラ、カツラ、シナノキ、イタヤ等からなる天然性の針広混交林である。各地に湧水があり、変化に富んだ地況であり、森林性鳥獣の生息環境として好適なため、当初林野庁により鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている。（昭和59年に道指定鳥獣保護区及び特別保護地区に移管）

当該地域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区を指定する。

#### 管理方針

- ・定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状況を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。
- ・農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を考慮し適切に対応する。

## 2 特別保護地区に指定しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 35 ha

### 内訳

#### ア 形態別内訳

林 野 34.92 ha

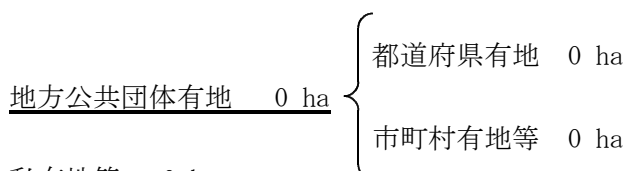
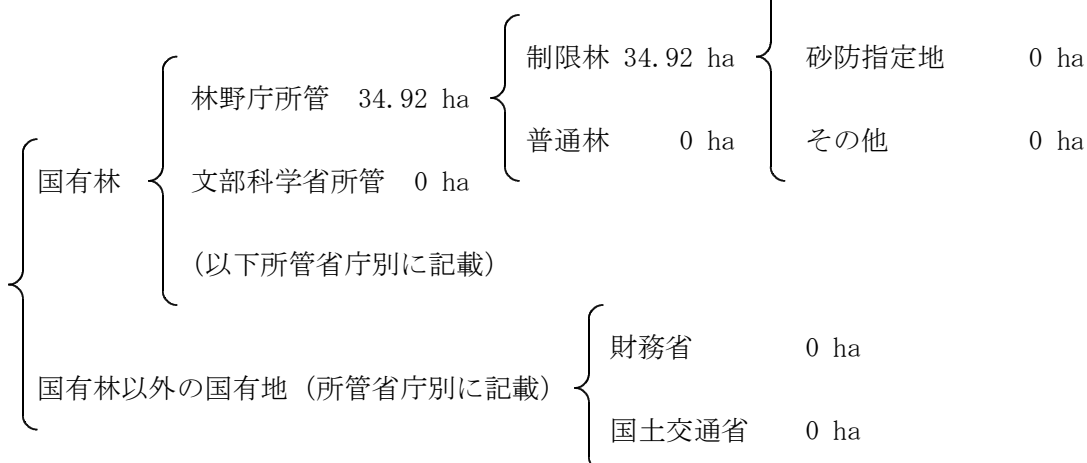
農耕地 0 ha

水 面 0 ha

その他 0 ha

イ 所有者別内訳

国有地 34.92 ha



私有地等 0 ha

公有水面 0 ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

| 法（条例）の名称<br>(指定地域等の名称) | 面積<br>(ha) | 地種区分<br>(特別保護地区、特別地域等) | 面積<br>(ha) |
|------------------------|------------|------------------------|------------|
| 森林法                    | 34.92      | 水源かん養保安林<br>保健保安林      | 34.92      |

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

道指定利根別鳥獣保護区の西部に位置する。

イ 地形、地質等

農耕地、貯水池に隣接した緩斜地である。

ウ 植生の概要

大部分がミズナラ、シナノキ、カツラ、イタヤなどを中心とした広葉樹で、これにトドマツ、エゾマツの針葉樹が混交している天然性の針混交林で、森林の環境は良好である。

エ 動物相の概要

良好な林相を反映し、森林性の鳥獣が多く生息する。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

| 鳥獣名 | 捕獲許可件数 |      |      | 被害農林水産物 |
|-----|--------|------|------|---------|
|     | R3年度   | R4年度 | R5年度 |         |
|     |        |      |      |         |

4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償をする。

5 道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

- (1) 特別保護地区用制札 5 本
- (2) 案 内 板 1 基

6 指定計画書添付書類

- (1) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区位置図、区域図及び林班図
- (2) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区面積内訳表（別紙1）
- (3) 林小班面積別内訳表
- (4) 関係地方公共団体の首長・利害関係人名簿（別紙2）
- (5) 関係地方公共団体・利害関係人との調整結果調書（別紙3）
- (6) 農業振興地域との調整調書（別紙4）